競技役員等養成に係る補助事業 Q&A

◆補助事業全般について

- Q1 補助金は誰に交付されるのですか?
- A 県競技団体に対して交付します。受講者、講師等には競技団体から支給していただくことになります。
 - Q2 補助金の交付を受けるまでの手続きはどうなりますか?
- A ①県競技団体から事業計画書(様式第2~3号)を提出してもらいます。
 - ②事務局から内示額をお知らせします。
 - ③内示額の範囲内で交付申請書(様式第1~3号)を提出してもらいます。
 - ④事務局で審査して、交付決定額をお知らせします。
 - Q3 交付決定された補助金は全て使い切らないといけないのですか?
- A いいえ。事業実施計画書に記載されている以外の使途には使えません。余ったら返還していただきます。
 - Q4 補助金はいつ頃受け取ることができますか?
- A 原則として、すべての事業が終了した後、実績報告書に基づいて精算をして、補助金を指定金融機関の口座に振り込むことになります。それまでは競技団体等で立替えをお願いします。

なお、令和3年度までは、補助金精算払請求書の提出後に補助金を支払っておりましたが、 令和4年度からは、当該請求書の提出を不要とし、交付要綱第 11 条で規定する補助金額の確 定通知後に支払います。

ただし、交付要綱第 10 条で規定する期日(事業完了の日から起算して 30 日を経過した日、または補助金の交付決定のあった年度の3月 31 日のいずれか早い期日)までに実績報告書を提出いただく必要があります。

- Q5 講習会等に参加する前に補助金を受け取ることはできますか?
- A できます。「補助金概算払請求書」を提出していただき、必要と認められる場合は事業開始前に補助金を受け取ることができます。また精算の結果、補助金を返還していただく場合がありますので注意してください。

- Q6 3つの事業(講習会等)を計画していましたが、そのうちの1つが実施できなくなった場合は、どのような手続が必要になりますか?
- A 上記の場合は、手続き不要ですが、事業中止が判明した時点で事務局まで御連絡をお願いします。

3つの事業すべてが実施できなくなった場合は、補助事業<u>廃止</u>承認申請の手続きをお願いします。

- Q7 実績報告は、各事業が終了するたびに行うのですか?
- A いいえ。計画されていたすべての事業が終了してから、30日以内または当該年度の3月31日 いずれか早い日までに一括して報告してください。期日厳守でお願いします。
 - Q8 要綱第6条の軽微な変更で「(1)補助事業の内容変更で、補助金の額に影響を及ぼさない変更」、「(2)補助事業の内容を妨げない補助金の変更で、交付決定額の減額変更」とは、具体的にどのようなものがありますか?
- A (1)の場合は、講習会の日時・日程・会場・講師、派遣メンバー等の変更で交付決定額が変わらない、または、交付決定額を超えない変更が該当します。
 - (2)の場合は、講師の変更による交通費の変更、会場の変更による会場使用料の変更等で、 交付決定額を超えない変更が該当します。

交付決定額の増額変更については、すべて補助事業変更承認申請を行ってください。 派遣メンバーの変更の際には、新規派遣者が養成対象者であることを必ず確認してください。

- Q9 令和3年度から申請書等が電子メールで提出可能になったが、郵送等により提出 することはできますか?
- A はい。従来どおり郵送や持参による提出も可能です。
 - Q10 電子メールで申請書等を提出する場合、PDFファイル以外は認められないのですか?また、実績報告時に添付する領収書等の証拠書類もPDFファイル以外は認められないのですか?
- A 申請書等のファイル形式は、PDFのみ認められます。また、領収書等の証拠書類のファイル 形式は、PDF以外(エクセル等)も認められます。

なお、令和3年度は会長印を押印した申請書等をPDF化して提出いただいていましたが、令和4年度からは、会長印の押印を廃止しますので、様式のデータをそのままPDF化したものを電子メールに添付して提出することが可能です。(郵送等で提出いただく場合も、会長印の押印は不要です。)

Q11 令和4年度から消費税等仕入控除税額報告書に関する規定が追加されたが、どのような趣旨の規定ですか?

A 今般、県の他の補助事業において、消費税等仕入控除税額の報告が適切に行われていなかった事案が発生したことに伴い、令和4年度から新たに規定を追加しました。

消費税は、課税事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生じますが、生産、 流通などの各取引段階で重ねて課税されることのないよう、確定申告において、課税売上に対す る消費税額から課税仕入れ等にかかる消費税額を控除し、税が累積しない仕組みが採られてい ます。(この控除を「仕入税額控除」といいます。)

補助金の交付を受けた経費の消費税についても、課税仕入れに対して支払った消費税として、確定申告の際に仕入税額控除することができるため、場合によっては、仕入れにかかる消費税相 当額の補助金が事業者に滞留することになりますが、それがそのまま事業者の利益になることは 補助金制度の趣旨として適当でないため、設けた規定となります。

Q12 消費税等仕入控除税額報告書の提出が必要になるのは、どのようなケースですか?

A 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合、速やかに消費税等仕入控除税額報告書を提出いただく必要があります。また、その結果により、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部を返還していただくことがあります。

なお、補助事業を実施するにあたり、確定申告の際に仕入税額控除をされない団体や免税事業者である団体等については、従前の取り扱いと変更はありません。

◆補助対象経費について

- Q13 審判の資格取得に係る経費のうち、受講料、受験料、登録料等は補助の対象には ならないのですか?
- A はい、なりません。審判資格は、個人財産という扱いから、補助対象からは除いています。
 - Q14 同じ年度中に、1人が何度も審判講習会や全国大会等(審判員派遣)に参加して も補助対象となりますか?
- A いいえ。中央やブロックで行われる審判講習会や大会等に参加するための経費に対する補助 は1人1回/年です。

ただし、国スポと障スポの両大会を主管する団体については、国スポ、障スポを別に扱い、同一 の者を各1回派遣することができます。

- Q15 審判員資格を取りたい人は誰でも補助の対象となるのですか?
- A いいえ。本県開催予定の国スポ・障スポにおいて審判員等の競技役員として従事する見込み の人のうち、県競技団体が認めた方のみが対象となります。

- Q16 審判技術を向上させるために全国大会に審判員として参加する際の経費は補助 対象になりますか?
- A はい。資格を維持するために義務付けられている場合はもちろん、義務付けられていない場合でも県競技団体が必要だと認めるものは対象となります。ただし、大会主催者から旅費等が支給される場合はその額を差し引いた額を補助対象とします。
 - Q17 遠方の中央講習会を受講する場合の前泊は認められますか?
- A 原則は講習会の日程内での宿泊としています。ただし、公共交通機関の始発で講習会の開始 に間に合わない等の場合の前泊は認められます。
 - Q18 県内講習会における県外講師の前泊は認められますか?
- A 公共交通機関の始発で講習会の開始に間に合わない場合の前泊は認められます。また、講習会を2日連続で開催する場合などは、公共交通機関で行き来が可能であっても宿泊は認められます。
 - Q19 移動に航空機を使ってもいいのですか?
- A はい。ただし、条件がありますので、計画される場合は事務局に確認してください。航空機を利用した場合は、航空券の領収書、搭乗券を必ず提出してください。
 - Q20 県内講習会等開催事業では、県外講師1回、県内講師1回が補助対象となっていますが、県外講師の替わりに県内講師2回で実施しても構いませんか。またその逆はどうですか?
- A 県「外」講師を県「内」講師に振替えることはできます。しかし、県「内」講師を県「外」講師に振替えることは予算を超えてしまう可能性があるため、認められません。
 - Q21 県内講習会を開催する場合、例えばA級とB級の県外講師による講習会を同日に 開催できない場合や、または資格取得と資格維持の講習会が別開催などの場合で も、県外講師1回しか補助対象にならないのですか?
- A 原則として、県外講師1回、県内講師1回となっていますが、様々なケースが考えられるので、 その都度事務局にご相談ください。

- Q22 県内講習会の場合、講師 1 名が補助対象とされていますが、どうしても講師が 2 名必要な場合は補助対象として認められますか?
- A 原則として、講習会1回につき講師1名としていますが、<u>障スポの</u>審判養成のための講習会に限り、<u>必要に応じて補助員1名の旅費を補助対象とします。(謝金は出ません。)</u>また、講習会等を実施するうえで、医師、看護師などが必要不可欠と認められる場合は補助対象となることがありますので、その都度事務局にご相談ください。その際は、必要不可欠であることが確認できる書類を提出してください。
 - Q23 県内講習会において、養成対象者以外に受講者がいた場合でも、講習会開催経費 は補助対象となりますか?

A 対象となります。

会場使用料、器具借上料、講師に係る経費(謝金・旅費・昼食代)は一定額を上限に、補助対象となります。資料の印刷製本費、文房具代などの消耗品費、ハガキ・切手代などの通信運搬費は受講者総数に対する養成対象者の割合で補助額が決まります。

算出例(30人の受講者のうち、養成対象者 25人の場合) 補助率は、小数第3位以下切り捨てです。25÷30=0.833≒0.83

補助対象経費	経費	補助率	補助額	補助上限額
消耗品費	4,000円	000/	3,320円	消耗品費、印刷製本費、通信運
印刷製本費	5,000円	83% (25/30)	4,150円	搬費、食糧費(1,000円以内)の合
通信運搬費	4,500円		3,735円	計が講習会1回あたり15,000円
食糧費	900円	100%	900円	以内
小計	14,400円	小計	12,105円	

Q24 海外で行われる大会や講習会への参加は補助対象となりますか?

A いいえ。国際審判資格等は国スポ、障スポで必須とされていないので対象にはなりません。

Q25 旅費(交通費・宿泊費)に関する証拠書類にはどのようなものがありますか?

A 交通費については、インターネット等の経路検索ソフトで出した旅行行程表を提出していただき、領収書が発行される区間については添付してください。航空機を利用した場合は、必ず航空券の領収書、搭乗券を提出してください。

宿泊費については、必ず宿泊先の領収書を提出してください。

※「競技役員等養成事業経費証拠書類等一覧」参照

◆(障スポ)審判員等養成事業について

- Q26 障スポ (県内講習) 講師以外に補助員が同行する場合とはどんな場合か? また、その場合の補助員の補助対象となる経費は何か?
- A 講師が、当事者で介助が必要であったり、指導上、ペアワークが必要と判断される場合。 交通費、宿泊費、保険料、昼食代を補助対象経費とします。(謝金は対象外) 単なる付添や随行のように、講習会に直接的な関わりではないと判断した場合は、認められま せん。
- Q27 (県内講習) 障スポの資格取得は、県外にまで出る必要がないものが多いので、 受講者の県内旅費を補助対象とすることはできないのか?
- A 県内旅費は、補助対象とはなりません。中央講習会がたまたま滋賀県で開催されるということであれば、旅費は補助対象となりますが、その場合、講師謝金や、講師旅費、会場使用料等が補助対象経費から外れるという整理になります。

◆開催準備活動支援事業≪調査・研究≫について

- Q28 複数の派遣者の派遣先や、派遣期間が異なる場合の計画・報告は別々に作成する のか?
- A 大会が異なる場合は、計画・報告ともに別々に作成してください。
 - (例)派遣者A-本大会に派遣、派遣者B-リハ大会に派遣
 - 同一大会で派遣期間が異なる場合は、計画・報告はまとめてもよい。
 - (例)10/13~15 の会期にあたり、派遣者A 10/12~14、派遣者B10/14~16 等
- Q29 上限額内であれば、何人派遣しても補助対象となるのか?
- A はい。ただし、補助対象となる経費は交通費と宿泊費、上限単価は、県の旅費規程に準じます。また、領収証が発行されない場合等も補助できません。
- Q30 国スポ期間は宿舎の価格設定が高くなることが想定できるが、上限設定に配慮は ないのか?
- A ありません。あくまでも県の旅費規程に準じます。
- Q31 大会、リハ大会の視察以外の事業(先催県競技団体、先催県市町の聞き取り、N Fとの打ち合わせ等)については、補助対象とならないのか?
- A 現時点では対象としません。次年度以降、必要性が感じられた段階で検討します。

- Q32 開催準備活動支援事業において、レンタカーを使用する場合の補助内容はどのようなものですか?
- A 補助内容は、「交通費(20 円/km)」、「高速道路使用料」および「車両借上料」の経費が補助対象となります。また、レンタカーを使用する行程は、「出発地から現地までの移動」と「現地内での移動」の両方を補助対象とします。
- Q33 中央講習会等派遣事業でレンタカーを使用する場合は補助対象となりますか?
- A 補助対象とはなりません。開催準備活動支援事業においてレンタカーを使用する場合のみ 補助対象となります。
- ◆開催準備活動支援事業≪障害者スポーツの理解≫について
 - Q34 障害者スポーツの理解とは、具体的にどのような内容の研修なのか?
 - A 当該競技に参加する選手の障害特性 指示や誘導、競技会場の設営にかかわる配慮事項 競技運営、競技会運営の中で、起こり得るトラブルと対応策 当該競技のルール理解と、判断、判定基準等の理解等。
 - Q35 1競技につき年1回とあるが、1競技団体が複数競技を主管する場合、合同開催は可能か?
 - A 可能。ただし、合同開催であっても各経費項目の上限額規定は変わらない。
 - Q36 障害者スポーツの理解に関する研修会の講師はどのような立場の人を呼ぶのか?
 - A 日本障がい者スポーツ協会の「技術指導員」であることが望ましいが、これに限らない。
 - Q37 障害者スポーツの理解研修会の補助対象経費は何があるのか?
 - A 審判員等養成に係る県内講習会開催事業に準じます。 (講師謝金、講師旅費、需用費、印刷製本費、会場使用料等)